

1952年1月18日、韓

よつて平和条約の文言は領  
有権を日本に残したように  
と述べて修正を国務省に求

めた人物だつた。

743

## 第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

## 平和条約と竹島の処遇

ふじい けんじ 島根県竹島問題研究顧問。日本安全保障戦略研究所研究員。最新稿「新資料から検討する『SCAPIN-677』」を島根県のWeb竹島問題研究所に掲載。



く広い海域に漁業管轄権（漁業を沿岸国のみが管轄できる権利）と主権を持つと主張した。日本政府は1月28日にこの宣言に抗議し、この海域の東端に竹島があつたため竹島問題が発生した。当時日本を統治していたGHQ/SCAP（連合國軍最高司令官総司令部、略称・総司令部）のシーボルド外交局長（米国駐日大使）にあたる米国駐日政治顧問（を兼ねていた）が1月29日付で米国国務省に送った報告を、最近見つけた。

そのパートIで彼は、前日の日本政府の抗議文を紹介した。「日本海にある竹島（別名リアンコートロッカスとして知られる）の名で知られる島」という日本政府の説明について、「独島（竹島のこと）や「東海」（日本海のこと）といつた、現在韓国が固執する呼称で説明を補うよつなことはしていない。

パートIVでは次のように述べている。「韓国が李承晩ラインに竹島を含めたことは、この島の領有問題を持ち出すことになつた。日本はSCAPINによつてこの島に対する政治上及び行政上の管轄権を奪われてい  
る。しかし、除外したこと

べきは、「除外したことによつて（by exclusion）平和条約の文言は領有権を日本に残したよううに見える」という文言である。「除外」とは、SCAPIN 677号の「鬱陵島、竹島、濟州島」という「日本の範囲から除かれる地域」と、平和条約で朝鮮領とされた「濟州島、巨文島及び鬱陵島」を比べると、平和条約では竹島が抜け落ちているという意味だろう。

シーボルドは49年11月に、国務省の平和条約草案では「濟州島、巨文島、鬱陵島、竹島」が朝鮮に属すとされていたのを見て、竹島に対する「日本の領土主

は竹島を、濟州島や鬱陵島とともに、日本の行政区域から外すものだつた。ただ、この指令が日本の領土の最終決定ではないことはSCAPIN 677号自体に書かれていた。日本は、51年のサンフランシスコ平和条約だった。注目す

る。韓国には、シーボルドを利用した日本の執拗な口頭活動によって、本来韓国領の竹島が日本領に歪められそうになつたという誤解と非難がある。しかし、そ

うではない。米国国務省は自らの情報と判断によつて平和条約で竹島を日本領に残した。このような事実が浮かび上がる。

なお、シーボルドは竹島問題を日韓間で解決することを望み、米国などは関与を避けるよう勧めた。他の領土問題への介入によって利益を得ることはないことは一般的なことであり、彼の提言もそのような判断が理由だろう。この報告は米国国立公文書館所蔵の「在日米国大使館領事館・政治顧問部文書」の中にある。国立国会図書館憲政資料室で複写物を閲覧できる

（請求記号：FSP033）。